

地域医療支援病院名称承認に係る審査表

2 地方独立行政法人東京都立病院機構 東京都立広尾病院

病院の概要	
所在地	東京都渋谷区恵比寿二丁目 3 4 番 1 0 号
開設年月日	令和 4 年 7 月 1 日
診療科	内科、血液内科、糖尿病内分泌内科、消化器内科、呼吸器内科、循環器内科、腎臓内科、精神科、脳神経内科、小児科、外科、消化器外科、心臓血管外科、整形外科、リハビリテーション科、脳神経外科、形成外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線科、歯科、歯科口腔外科、麻酔科、救急科、病理診断科
重点医療	救急医療、災害医療、島しょ医療、感染症医療、小児医療
指定等	感染症法医療措置協定締結医療機関（第一種及び第二種指定）、東京都基幹災害拠点病院、東京都指定二次救急医療機関、東京都指定三次救急医療機関、基幹型臨床研修病院 等
病床数	4 0 8 床（一般病床 3 7 8 床、精神病床 3 0 床）

審査項目		申請病院の実績	
①	紹介患者に対して医療を提供することとし、次のいずれかに該当すること。 ア 紹介率 80%以上 イ 紹介率 65%以上、かつ逆紹介率 40%以上 ウ 紹介率 50%以上、かつ逆紹介率 70%以上	○令和 5 年度の紹介率	5 4 . 4 % (A/B)
		○令和 5 年度の逆紹介率	7 5 . 1 % (C/B)
		<u>⇒ウに該当</u>	
		紹介患者数	5 , 8 3 8 人 (A)
		初診患者数	1 0 , 7 3 9 人 (B)
		逆紹介患者数	8 , 0 6 8 人 (C)
②	病院の建物、設備、器械等を地域の医療従事者の診療、研究等に共同利用できる体制を整えていること。	○共同利用の範囲	⇒ 病床 (5 床)、MR I、C T、アイソトープ、その他の X 線
		○共同利用件数 (令和 5 年度)	
		・ 高額医療機器利用	4 0 件
		○共同診療件数 (令和 5 年度)	0 件
		○共同利用に関する規程	
		・ 「広尾病院 医療機器の共同利用に関する要綱」	
		・ 「広尾病院 共同診療に関する要綱」	

審 査 項 目	申 請 病 院 の 実 績
③ 常時、重症の救急患者に対し医療を提供できる体制を確保することとし、次のいずれかに該当すること。 ア 救急自動車搬送患者数が1,000人以上 イ 救急自動車搬送患者数が救急医療圏（二次医療圏）人口の0.2%以上	○重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況 医師11人、看護師26人、臨床検査技師17人、薬剤師22人、診療放射線技師16人、臨床工学技士12人 ○診療施設 救急診察室3室、救急処置室、初療室、ICU、化学検査室、細菌検査室、病理検査室、放射線一般撮影室、放射線CT撮影室 ○重症救急患者のための病床の確保状況 ・優先的に使用できる病床 6床 ○令和5年度救急医療提供実績 ・救急自動車により搬送された患者の数 5,570人 <u>⇒アに該当</u>
④ 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有することとし、年間12回以上の研修を主催していること。	○令和5年度の研修会実績 ・講演会、症例研究会等 27回 ・地域医療機関からの参加者 837人 ○「東京都立広尾病院医療連携推進委員会」を設置。
⑤ 集中治療室、化学・細菌・病理検査施設、病理解剖室、研究室、講義室、図書室、医薬品情報管理室、緊急用又は患者輸送用自動車を有すること。	○集中治療室（4室、8床）、化学検査室1室、細菌検査室1室、病理検査室1室、病理解剖室1室、研究室1室、講義室2室、図書室1室、医薬品情報管理室1室、患者輸送用自動車1台を有している。
⑥ 紹介しようとする医師・歯科医師に診療及び病院の管理運営に関する諸記録を閲覧させる体制を整えていること。	○「都立広尾病院における病歴等の閲覧・貸出基準」により諸記録を閲覧させる整備を整えている。

審 査 項 目	申 請 病 院 の 実 績
⑦ 学識経験者からなる運営委員会を設置し、地域における医療の確保のために必要な支援に係る事項を審議すること。	○「東京都立広尾病院運営協議会」を設置。 ・(委員構成) 学識経験者 1名 東京都医師会 1名 東京都病院協会 1名 地区医師会 5名 地区行政(保健所) 5名 医療圏内病院代表 2名 島しょ医療機関代表 2名 都看護専門学校 1名 内部委員 5名 計 23名
⑧ 患者からの相談に適切に応じられる体制を確保すること。	○相談窓口及び相談室で主にソーシャルワーカーや看護師、事務職員が相談に対応。 相談件数：10,957件
⑨ 居宅等における医療の提供の推進に関する支援を実施すること。	○地域の在宅療養スタッフを対象とした研修実績 1回51人 ○退院前カンファレンス有
⑩ 平常時からの準備も含め、新興感染症等がまん延し、又はそのおそれがある状況において感染症医療の提供を行うこと。	(平常時) ○標準予防策及び感染経路別予防策、有事の際のガイドラインの策定による院内感染対策の徹底。 ○院内外と連携した研修や普及啓発の実施。 (まん延時又はそのおそれがある時) ○感染症の発生段階に応じた業務及び人員体制を設定、対策本部を設置し、病院の危機管理を行うほか、まん延期の発熱外来・入院診療の対応、医薬品・資材の確保、院外連絡調整等を実施。 ○感染症法医療措置協定に基づき、流行初期期間は80床、流行初期期間経過後は120床の受入れ病床を確保。
⑪ 平常時からの準備も含め、災害時に医療を提供すること。	○東京都基幹災害拠点病院 (平常時) ○区西南部の地域災害医療連携会議を主催し、災害医療図上訓練の立案、調整などを実施。 ○NBC災害に係る訓練参加、病棟、外来等で災害・救急シミュレーションや研修の実施。 (災害時) ○区部唯一の基幹災害拠点病院として、災害時には医療救護班の設置や国際緊急援助隊等を派遣。 ○DMAT2班体制出動可能な体制を確保。